

保育施設・町立幼稚園の募集開始のお知らせ

町内の認可保育施設・町立幼稚園では、令和7年4月からの入所・入園申込を開始します。申込配布は、10月11日(金)から開始します。

- 申込受付期間 10月15日(火)～11月8日(金)
- 申込先(新規のみ) 福祉こども課

<認可保育施設>

- 申込資格
町内に住所を有し、児童の保護者や家族が共働き等で保育を必要とする児童

●町内認可保育施設一覧

- 鏡石保育所
- 認定こども園ぶどうの木
- 認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園
- 岡ノ内保育園

※対象児童の年齢や保育時間は園によって変わります。

●申し込み方法(必要書類)

- 【新規入所】
入所申込書、支給認定申請書、就労証明書等、その他必要な書類
- 【継続入所】
入所申込書、就労証明書等、支給認定証、その他必要な書類

<町立幼稚園>

- 申込資格
①鏡石町に住所を有する幼児
②3～5歳児(令和7年4月2日時点)
- 預かり保育
入園している園児について、両親が職業を持つなど保育が必要と認められる場合には、預かり保育を実施しています。

●申し込み方法(必要書類)

- 【新規入所】
入園願書、支給認定申請書、その他必要な書類
- 【継続入所】
入園願書、支給認定証、その他必要な書類



※申込書は福祉こども課、各保育施設、町立幼稚園にあります。現在入所・入園中の児童には継続用の申込書が配布されますので、各施設にて継続申込手続きをしてください。

●問い合わせ先

- | | | | |
|-------------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (1) 福祉こども課
(町健康福祉センター内) | ☎ 62-2210 | (4) 認定こども園ぶどうの木 | ☎ 92-3213 |
| (2) 教育委員会教育課
(鏡石幼稚園に関すること) | ☎ 62-3459 | (5) 認定こども園こどもの杜
岡ノ内幼稚園 | ☎ 62-5035 |
| (3) 鏡石保育所 | ☎ 62-2513 | (6) 岡ノ内保育園 | ☎ 62-7068 |
| | | (7) 鏡石幼稚園 | ☎ 62-3772 |

唱歌「牧場の朝」のつどいの開催

昨年開催した唱歌「牧場の朝」の歌碑40周年のつどいに続き、本年度も唱歌「牧場の朝」にまつわる音楽イベントを開催いたします。皆様お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

- 日時 10月27日(日)10時から
- 場所 町健康福祉センター

●内容

第1部 唱歌「牧場の朝」のつどい

◆牧場の朝をはじめとする唱歌コンサート

出演：佐藤慈雨さん(鏡石町出身)ほか

希望される方にステージにあがっていただき、プロと一緒に歌うイベントも予定しています。

親子連れの方もぜひおいでください。

第2部 スティールパン演奏会

出演：STEELBAND MISOLA(郡山市)

町国際交流協議会のご協力により、トリニダード・トバゴ発祥の楽器「スティールパン」の演奏会を開催します。

「牧場の朝」の歌碑▶



- 問い合わせ先 企画財政課 ☎ 62-2117

新たにLINE、Instagramを開設しました!

町に興味のある町外在住者、町への移住検討者の方々に向けた情報発信ツールとして、新たにLINEの運用を始めました。移住定住に関する情報をメインに町主催のイベント情報、ふるさと納税に関する情報などを配信する予定となっております。

同時にInstagramの運用も始めました。より多くの方に鏡石の魅力を発信できるよう投稿をしていきます。

【LINE 注意事項】

- ※町民の方でも興味がある方は、お友達登録が可能です。
- ※登録者増加の場合は、配信制限することもあります。
- ※現在多くの方が登録している町公式LINEとは別のものになります。

登録はこちらから▼

Instagram

LINE

鏡石を知ろう! 移住について 関係設定

メニュー▼

鏡石を知ろう! 移住について 関係設定

メニュー▼

Instagramでは、ハッシュタグ「#かがみいしの魅力」をつけての投稿もお待ちしておりますモ〜

●問い合わせ先
企画財政課 ☎ 62-2117

建築物の建築には“確認申請”が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が見受けられます。

住宅の新・増築や建物の用途変更などの際には、事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。鏡石町全域で建築確認申請が必要です。

Q1 建築物とは?

A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか?

A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等をホームセンターで購入し、置きたいのですが?

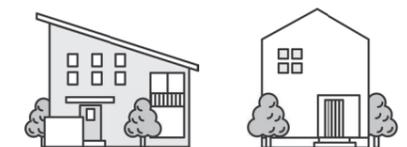
A3 物置などの建築物を設置すれば、基礎の有無にかかわらず、確認申請が必要です。

Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが?

A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、きれいなまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫として建築できても、事務所や工場としては利用できない地域がありますので、事前に確認をしてください。

Q5 違反建築になるとどうなるの?

A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。



- 問い合わせ先 都市建設課 ☎ 62-2116